岡事指第７３７号

平成２８年９月２日

各　介護保険施設・介護サービス事業所　管理者　様

各　障害者（児）　関係施設・事業所　管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡山市保健福祉局事業者指導課長

介護保険施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について

去る８月31日、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の入居者が亡くなるという痛ましい被害がありました。また、今週末には新たに台風12号の接近が危惧されているところです。

つきましては、別添のとおり、厚生労働省から社会福祉施設等に対して注意喚起の依頼がありましたので、別添の事項に留意のうえ非常災害対策及び入所者等の安全確保に努めるようお願いします。

また、本市の介護保険施設、介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等の指定等の基準では、施設等の非常災害対策を条例により下記のとおり義務付けているところです。

各施設等におかれましては、非常事態の対応については、より一層のご注意をいただき遺漏なきようよろしくお願いします。

記

**○岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）（平成24年12月19日岡山市条例第85号）**

（非常災害対策）

第１１２条　指定通所介護事業者は，指定通所介護事業所が立地する地域の自然条件等を踏まえ，想定される非常災害の種類ごとに，その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに，非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連携の体制を整備し，それらの内容（次項において「計画等」という。）を定期的に従業者に周知しなければならない。

２　指定通所介護事業者は，当該事業所の見やすい場所に，計画等の概要を掲示しなければならない。

３　指定通所介護事業者は，非常災害に備えるため，第１項の計画に従い，避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を，その実効性を確保しつつ，定期的に行わなければならない。

４　指定通所介護事業者は，非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう，あらかじめ，近隣の自治体，地域住民，居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

５　指定通所介護事業者は，非常災害時において，高齢者，障害者，乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

【介護保険施設、通所系サービス、入所系サービス、地域密着型サービス、障害福祉サービス及び障害児支援共に同様の規定あり。】

担当先：岡山市保健福祉局事業者指導課

電 話：086-212-1013